**合気道円悠会　会則**

合気道円悠会に入会後には、会の規則を守り各指導者の指示に従い稽古に励みます。会員は、どの支部にも参加出来、原則としてスポーツ保険に加入します。また入会後の入会金等の返金は出来ませんのでご容赦ください。

**1.　休会、退会等の手続き**

休会、退会の届出は、備え付けの所定書式に必要事項をご記入のうえ、会長に提出ください。なお、届出書が期日までに提出されない場合には、翌月の受付となってしまい、口座振替が継続されたりしますのでご注意ください。メール、FAX、電話、でも

受付けますが、電話の場合　後日届出書を提出してください。

**（1）＜休会届＞**

①病気等の事由で1ヶ月単位で休会される場合に会長に提出または連絡

ください。自動払い込みの停止をいたします。

②連絡・提出期限は、休会を希望される月の前月１５日までです。

③届出書類の不備により手続きが遅れた場合には、ご希望月での休会は認められません。

　その場合は、休会希望月の返金も認められませんので充分ご注意ください。

④休会による返金は、休会中の月会費が対象となります。

**（2）＜退会届＞**

①提出期限は、退会を希望される月の前月15日までです。

②届出書類の不備により手続きが遅れた場合は、ご希望月での退会は認められません。その場合は、退会希望月の返金も認められませんので充分ご注意ください。

③退会による返金は、既に入金済みの金額のうち、翌月以降の月会費が対象となります。

**その他**

①返金は銀行振込によって行います。返金までには２～３週間程度の期間を要します。

　お届けになった金融機関の口座は返金があるまで解約されないようお願いします。

②返金に伴う振込手数料につきましては、原則としてお客様のご負担にて、お願いします。

③住所・電話番号の変更、または振替用の口座が変更になった場合には、所定の書式にて会長まで速やかに届け出てください。